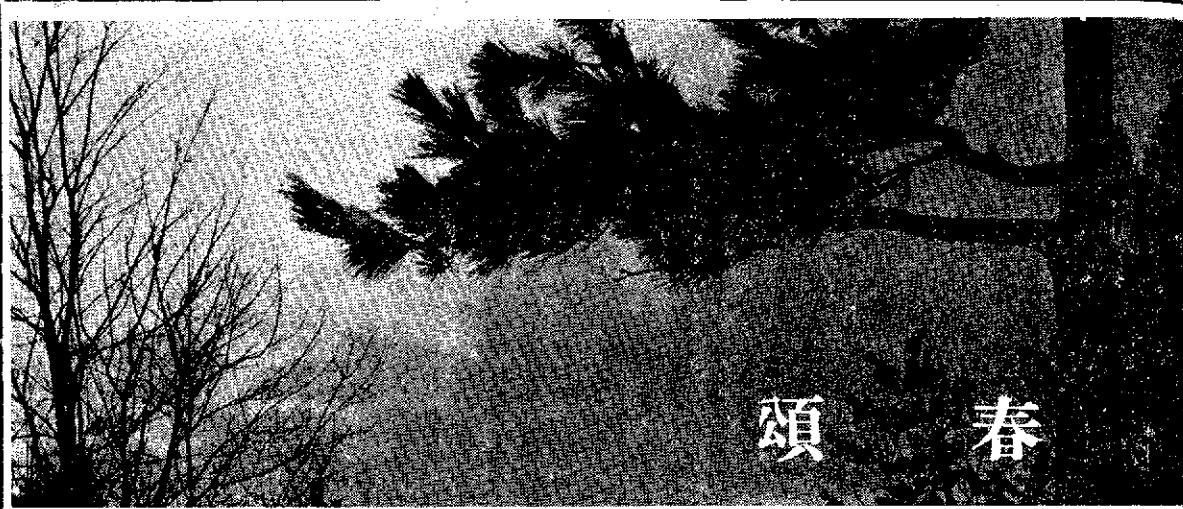


新潟縣公民館月報

發行人
 新潟縣公民館連絡協議會
 新潟市(天字四二) 新潟縣教育庁
 社会教育課内 (電話 7954番)
 振替口座 新潟 4094
 一月 號



春 頌

国庫補助金は集中的交付

県費は概ね国庫をはずれたもの

- 十二月二十二日付で文部省より昭和二十九年度の社
- 会教育の設備費補助金百八十九万九千九百円が、新潟市
- ほか五七ヶ市町村に交付され県に支出が委任された
- …之に続いて県教委でも一月卅一日県費による公民館
- …の運営費補助金八十八万円を支出すことになった

文部省の社会教育設備費補助金

の細目は公民館七十八万四千九百、やむを得ない事情で設備費
 百円、図書館二十二万二千元、印刷補助申請書変更しようとする
 博物館へは九万四千円、次の補
 助条件の中にある様に、今
 年は昨年八月交付された「
 補助金等の臨時特例等」に
 する法律施行令によって總
 花的交付より集中的交付を
 行つたので、概ね申請額十
 万以上が交付された。した
 がつて交付金も本県は最低
 一万二千元となつてゐる。

補助条件は、
 一、この補助金は補助金等
 の臨時特例等に関する法
 律施行令(昭和二十九年
 六月十日政令第三四号)
 (第三条)規定する経費に対し
 補助するものであるから、これ
 以外のものに支出してはなら
 ない。
 二、この補助金の補助率は、
 以内であるから、被交付者は補助
 額の三倍以上の額を負担し、補
 助額の四倍以上の額を支出しな
 なければならない。



十一月開催の予定であつた三千管上の諸問題」と題しての講義が
 九年度公民館専任職員講習会は県あり、公民館の運営上の具体的な
 教養と本会の主催で、一月二十五 实例を沢山提示して現在行はれて
 日より三日間、西浦原都弥彦村み
 のや旅館において、全国公民館
 協議会事務局局長岡本正平氏、新
 潟大学教育学部助教授小林虎五郎
 氏、十日町新聞社長・十日町市公
 民館長山内正徳氏を講師に迎えて
 開催された。
 講習は二十五日午前十一時開講
 式、一時より公民館の運営につ
 ての研究が行はれ、三時より山内
 氏より弘報活動について龍塚の編
 纂技術を委細にわたつての講義が
 あり夜運営の研究として発表と質
 疑と指授について研究があつた。
 これは二日目の二十六日午前の
 部でも研究が続き、午後より全公
 民館長と岡本氏の「公民館運
 営上の諸問題」

岡本、小林氏を迎えて

後期専任職員講習会

条件に違反したとき。
 口申請した申請書、その他補
 助金に係る事項について不正
 または虚偽の事実があつたと
 認められたときは、申請額を
 返還する。

五、その他この補助金に係る事項
 については、昭和二十九年六月一
 四付文社施第一九〇号の通達を
 参照すること。
 県費については、概ねの申請
 をはずれたものを対照して支出
 されて居るから、申請額の最低は
 一万円、補助額は三千円以上と
 なつており、尚ほとも近々各市
 村に交される予定である。

【写真】岡本全公運事務局
 長の講演「公民館運営上の
 諸問題」

「公民館は村の茶の間」に再歸

お役所的なつた昨今の公民館

岡本正平氏の講演記録抄



岡本氏

全国を講演や、公民館の研究のため廻つていられるだけその豊富なデータ「問」という当初のスローガンに再び帰るべきだ、と熱弁をふるわれた。紙数の関係上、講演の全容を載せることは無理であるので、特にその部分だけ掲載した。御了承願いたい。

早稲田大学の社会教育面の講師もしておられ、

三日間の後期公民館職員講習会の中の日である一月二十六日、午後一時より三時間の長時間に亘り、全国公民館連絡協議会事務局局長岡本正平氏により「公民館の運営の諸問題」と題して講演がなされた。氏は全公連の事務のかたわら、

全国を講演や、公民館の研究のため廻つていられるだけその豊富なデータ「問」という当初のスローガンに再び帰るべきだ、と熱弁をふるわれた。紙数の関係上、講演の全容を載せることは無理であるので、特にその部分だけ掲載した。御了承願いたい。

午ある公民館と云ふ人々で、全住民のつまみに皆なく愛情もなくまん然と行わに調べたことがあつた。も及ばない、利用しないのは住民の意識が低いからと、うそをいっておられたのでは全く困つたものである。住民の意識が低いからと、うそをいっておられたのでは全く困つたものである。住民の意識が低いからと、うそをい

がその結果、公民館を利用してゐる人たちは住民のほんの一部であり、殆んど影響を住民に与えていないことがわかつてひとへ落胆したことがあつた。しかもそれが県下では優良の部に属してあり、かつては県の表彰を受けたものであるだけに、大にうらやましてしまつた。なる程専用の建物もあるし、図書もある。プログラムも立てて一応のことばつて置かれてい

館は村の茶の間だ」と感じはではないが、住民が自然な姿勢でお世辞にも言えない、建物の構造入れないようなしくみは、本末がすてに住民に容をひらくというん致であつて、こういう建物の構ことより、事務管理の面から設計造はそのま公民館の住民に對しては出ない。

派な和室があつても、えつ方の会合や結婚式をすつかり受けて、住民と共

に使用にはふさわしいが、そこへに考えようとする気が感じ集心にも手す着ているものを注感られない。本言に住民の日常の生

さげびや言葉をかきこつとすると、たどえ建物の構造がさうであらうとそこにはゆきと

といた住民に對する配慮がなければならぬはずである。かたがうしい建物の中にも、何となくして住民の生活と結びつこうとする気配が感ぜられるはずである。



「写真は講演中の岡本氏」

である。自由設架の図書室などいづつても事務員に十べん位おきる官僚根性が今の公民館購買の中

か。むろん、すべてではないけれ

今年も亦、公民館運動並に運営の健全なる発展に資するため、努力致す

御鞭撻の程をお願い申上げます。

新潟県公民館連絡協議会

- 謹賀新年
- 会長 丸山直一郎
 - 副会長 鹿野愈
 - 堀井栄藏
 - 戸田正誠
 - 石井耕一
 - 田卷實
 - 山内正豊
 - 丸山虎治
 - 齊藤順作
 - 安沢純正
 - 甲田敏郎
- 外評議員一同

ひろがり強まつていきました。中が、今や筆々と大手をふるはひる。そういう学習の機会を作つた出て来るのであつた。

「わが村からいふから、教えてやるにはどうにも動きのとれないもの」が、こつて来た。

「青年に助金を入れる」「愛国心」が公民館の仕事であつた。

「わが村からいふから、教えてやるにはどうにも動きのとれないもの」が、こつて来た。

「青年に助金を入れる」「愛国心」が公民館の仕事であつた。

だ

から二、三年前ならば、社会教育関係者の多年の要望でありました。今般市町村職員共済組合法(昭和二十九年七月一日公布、法律第二十四号)の制定により、市町村立の公民館及び図書館、博物館、その他の社会教育施設に置かれた職員のうち、組合の組合員として認められることとなり、昭和三十年一月一日から共済制度が二者に実施されることになった旨を兼て通知されて居りますが、恩給組合その他健康保険組合などの関係がどうなるのか等の質問もあつた。その概略を先に御知らせ致したいと思つて、なほ市町村職員共済組合法全文は町村週報第二十六号に掲載されておられます。御覧下さいたいと思つて。

このことについては、社会教育関係者の多年の要望でありました。今般市町村職員共済組合法(昭和二十九年七月一日公布、法律第二十四号)の制定により、市町村立の公民館及び図書館、博物館、その他の社会教育施設に置かれた職員のうち、組合の組合員として認められることとなり、昭和三十年一月一日から共済制度が二者に実施されることになった旨を兼て通知されて居りますが、恩給組合その他健康保険組合などの関係がどうなるのか等の質問もあつた。その概略を先に御知らせ致したいと思つて、なほ市町村職員共済組合法全文は町村週報第二十六号に掲載されておられます。御覧下さいたいと思つて。

「青年に助金を入れる」「愛国心」が公民館の仕事であつた。

「わが村からいふから、教えてやるにはどうにも動きのとれないもの」が、こつて来た。

「青年に助金を入れる」「愛国心」が公民館の仕事であつた。

「わが村からいふから、教えてやるにはどうにも動きのとれないもの」が、こつて来た。

「青年に助金を入れる」「愛国心」が公民館の仕事であつた。

「わが村からいふから、教えてやるにはどうにも動きのとれないもの」が、こつて来た。

「青年に助金を入れる」「愛国心」が公民館の仕事であつた。

「わが村からいふから、教えてやるにはどうにも動きのとれないもの」が、こつて来た。

「青年に助金を入れる」「愛国心」が公民館の仕事であつた。

「わが村からいふから、教えてやるにはどうにも動きのとれないもの」が、こつて来た。

「青年に助金を入れる」「愛国心」が公民館の仕事であつた。

「わが村からいふから、教えてやるにはどうにも動きのとれないもの」が、こつて来た。

「青年に助金を入れる」「愛国心」が公民館の仕事であつた。

「わが村からいふから、教えてやるにはどうにも動きのとれないもの」が、こつて来た。

「青年に助金を入れる」「愛国心」が公民館の仕事であつた。

「わが村からいふから、教えてやるにはどうにも動きのとれないもの」が、こつて来た。

「青年に助金を入れる」「愛国心」が公民館の仕事であつた。

「わが村からいふから、教えてやるにはどうにも動きのとれないもの」が、こつて来た。

公民館	青少年教育	成人教育(P.T.A)	婦人教育	園遊理解、図書館	文化振興	文化財	視聴覚教育	教育放送	体育、レク	調査資料	講義派遣	庶務						
指導主任	甲田敏郎	桜井文一	猪股武雄	本間芳之	小池萃治	小野塚忠義	高橋ハナ	坂爪精一郎	木村春作	宮榮二	佐藤嘉市	五十嵐久男	飯塚正雄	吉永トシ子	馬場宣一	伊藤新	倉田謹治	佐藤倉吉

選挙法の改正と

公明選挙



過ぐる第十九国会が未屑有の乱斗国会に終結したことは喧々ごうごうの世論を巻き起し、各所で国会の白旗を促す声が聞かれたが、反而国会でも、早速自粛法の一環として選挙界の浄化を図るため連座制を強化して選挙の公正を確保し、選挙運動の適正化等を期するため、第二十臨時国会において公職選挙法の一部の改正が行われたり、又他方民間、官界を通じて此度の総選挙にあつて今までにならぬ盛んな「公明選挙」の運動が叫ばれている。

この時にあつて「我々公民館人は如何に行動すべきか」ということは、極めて重要であると同時に関心が深いのである。

そういう意味で原自治課より「公職選挙法の一部改正について」の具体的な法文解説と、文部省社会教育局長よりの「公民館と公職選挙について」衆議院議員選挙及び地方選挙に対処すべき公明選挙運動について」の二通の文書を原文のまま掲載することとした。

公民館が個人演説施設に

改正公職選挙法抄

第二十臨時国会において先般「公職選挙法の一部改正」が行われ、昭和三十年三月一日(但し、衆議院議員の選挙については同日即ち総選挙の公示がなされるとは当該選挙)から施行される事となつた。その主なる改正点については次の通りである。

第一選挙の管理事務に第二選挙運動の適正化

一 公職の候補者は、選挙の当日

一 公職の候補者は、選挙の当日、選挙場を離れてはならないこととなつた。

二 公務員が立候補用(推薦用)を兼ねる場合、(出)と同時に公務員を解任したものとみなされる。

二 選挙運動の公堂

① 立会演説会

② 立会演説会の回数等を事情の許限の増加することとなつた。

③ 立会演説会の回数等を事情の許限の増加することとなつた。

員五千枚、参議院地方選出議員、県知事、県教育委員会はそれぞれ三千枚に増加された。

(イ) 告知用ポスターの掲示ヶ所を移動し他の演説会の告知用を再び使用し、又は一般の選挙運動用に転用できないよう制限された。

(ロ) 立候補辞退の場合に交付された告知用ポスターは返還義務及び濫発禁止の制限が設けられた。

新聞広告

現行の参議院全国選出議員(二回(無料))

その他(一回(衆議院議員、参議院地方選出議員、県知事は無料))が、参議院全国選出議員三回(無料)、衆議院、参議院地方選出議員(二回(無料))に、又スペースの横五、縦二段に増加された。

(ハ) 候補者共同主催の演説会と公堂立会演説会の外私設の立会演説会に類する演説会は認められない。

個人演説会

公堂個人演説会を開催することのできる施設に「公民館」が新たに追加された。

ポスター

現行の告知用ポスター五千枚が、衆議院議

員五千枚、参議院地方選出議員、県知事、県教育委員会はそれぞれ三千枚に増加された。

(イ) 告知用ポスターの掲示ヶ所を移動し他の演説会の告知用を再び使用し、又は一般の選挙運動用に転用できないよう制限された。

(ロ) 立候補辞退の場合に交付された告知用ポスターは返還義務及び濫発禁止の制限が設けられた。

新聞広告

現行の参議院全国選出議員(二回(無料))

その他(一回(衆議院議員、参議院地方選出議員、県知事は無料))が、参議院全国選出議員三回(無料)、衆議院、参議院地方選出議員(二回(無料))に、又スペースの横五、縦二段に増加された。

(ハ) 候補者共同主催の演説会と公堂立会演説会の外私設の立会演説会に類する演説会は認められない。

個人演説会

公堂個人演説会を開催することのできる施設に「公民館」が新たに追加された。

ポスター

現行の告知用ポスター五千枚が、衆議院議

員五千枚、参議院地方選出議員、県知事、県教育委員会はそれぞれ三千枚に増加された。

(イ) 告知用ポスターの掲示ヶ所を移動し他の演説会の告知用を再び使用し、又は一般の選挙運動用に転用できないよう制限された。

(ロ) 立候補辞退の場合に交付された告知用ポスターは返還義務及び濫発禁止の制限が設けられた。

新聞広告

現行の参議院全国選出議員(二回(無料))

その他(一回(衆議院議員、参議院地方選出議員、県知事は無料))が、参議院全国選出議員三回(無料)、衆議院、参議院地方選出議員(二回(無料))に、又スペースの横五、縦二段に増加された。

(ハ) 候補者共同主催の演説会と公堂立会演説会の外私設の立会演説会に類する演説会は認められない。

個人演説会

公堂個人演説会を開催することのできる施設に「公民館」が新たに追加された。

ポスター

現行の告知用ポスター五千枚が、衆議院議

員五千枚、参議院地方選出議員、県知事、県教育委員会はそれぞれ三千枚に増加された。

(イ) 告知用ポスターの掲示ヶ所を移動し他の演説会の告知用を再び使用し、又は一般の選挙運動用に転用できないよう制限された。

(ロ) 立候補辞退の場合に交付された告知用ポスターは返還義務及び濫発禁止の制限が設けられた。

新聞広告

現行の参議院全国選出議員(二回(無料))

その他(一回(衆議院議員、参議院地方選出議員、県知事は無料))が、参議院全国選出議員三回(無料)、衆議院、参議院地方選出議員(二回(無料))に、又スペースの横五、縦二段に増加された。

二、一般の選挙運動

① 選挙事務所

選挙事務所には選挙管理委員会が交付した標札を掲げることになった。

飲食物の提供

選挙運動日および労働者にたいし、選挙事務所で食事し又は携行する場合に限り、弁当料を選挙の公示又は告示の月から選挙の期日までの期間一日十五人(選挙事務所の数が一箇所を越える場合、その一を増すことに六人を加える。)の割合で三食分に相当する数を起さない範囲で支給することになった。

② 自動車

自動車の台数は一合とし、乗用車又は小型貨物車に限ることとされた。但し、乗用車又は小型貨物車が運行できない場合に限り、大型貨物車の使用が認められることになった。又、現行貸用自動車は一切認められない。

③ 自動車の選挙運動禁止、自動車上下行の選挙運動は一切禁止(停車し車で行く演説を除く)された。

④ 運動員の乗車、船の制限

候補者(交代員二人を含む。)に制限され、腕章をつけることになった。

⑤ 拡声器

衆議院議員、参議院地方選出議員、県の選挙は一、二(現行一)に認められた。(但し、演説会場において会場ごとに別に一箇が認められる)文書(ポスター)類

⑥ 自動車、拡声器及び船舶には選挙運動の文書(両面)の掲示は一切禁止された。緑音機の使用

立会演説会禁止、個人演説会、街頭演説会使用可

⑦ 演説会場及び街頭演説(演説を含む。)の場所とする以外は、すべて禁止された。

立会演説会期前日(他の演説会等の制限立会演説会開催時間中及びその前後一時間の閉塞禁止)近接して行われる選挙における選挙当日の演説の制限

選挙の当日の投票が終るまでの間、投票所から三町以内で演説できない

⑧ 選挙の公正確保

公務員が公営企業体の役員等を含む。)が地位と利用して

選挙の公正確保

公務員が公営企業体の役員等を含む。)が地位と利用して

選挙の公正確保

公務員が公営企業体の役員等を含む。)が地位と利用して

選挙の公正確保

公務員が公営企業体の役員等を含む。)が地位と利用して

選挙の公正確保

公務員が公営企業体の役員等を含む。)が地位と利用して

選挙の公正確保

公務員が公営企業体の役員等を含む。)が地位と利用して

選挙の公正確保

公務員が公営企業体の役員等を含む。)が地位と利用して

選挙の公正確保

公務員が公営企業体の役員等を含む。)が地位と利用して

選挙の公正確保

公務員が公営企業体の役員等を含む。)が地位と利用して

選挙の公正確保

公務員が公営企業体の役員等を含む。)が地位と利用して

選挙の公正確保

公務員が公営企業体の役員等を含む。)が地位と利用して

選挙の公正確保

公務員が公営企業体の役員等を含む。)が地位と利用して

選挙の公正確保

公務員が公営企業体の役員等を含む。)が地位と利用して

選挙の公正確保

公務員が公営企業体の役員等を含む。)が地位と利用して

公民館の申込は選管委から

文部省社教局長文書

一月十三日付の文部省社会教育局長より「公民館と公職の選挙について」(通知)という文書は公民館の選挙に關しては、選挙権やその他配慮を要すべき事項について次の様に述べられている。

一、公民館の事業と
①公民館が住民の政治的教養の向上を図ることは、常時において

衆議院議員選挙及び地方選挙に對

処すべき公明選挙運動について

方針

国若くは地方公共団体の機関が當時国民の政治的教養の向上に努力することは、国民の基本的人權の保障ならびに公共の福祉増進のためきわめて重要なることである。

社教の諸講座に政治教育を

文部省社教局長文書

特に選挙を控えて、住民の政治的關心がたかま

らるる機会をとり、公民政治に対する理解を深め、主権在民の責をあげることは、いづつをたせつてあるもので、またるべき公職選挙に際しては各公共団体の協力を得て正しい政治教育にもつづく公明選挙運動を推進しようとするものである。

要領

①有権者等にあつては選挙権を得た者に対して正しい政治

もきわめて重要なことであるが特に選挙を控えて、住民の政治的

意欲の向上した機会をとらえ民主政治の健全な発達を期し、選挙の意義、目的及びその重要性を

理解させ、一般の政治的教養の向上を図るため各種の事業を行うことは、望ましいことである。ただし、その際社会教育法二三条第一項第二号及び青年学級振興法第一一条第二号の規定

① 社会教育の諸講座(社会学級講座、公民館短期講座、青年学級、婦人学級、成人学級等)を利用して政治教育を行うこと。

② 公明選挙推進のための座談会講演会等を開催すること。

③ 前二項の実施にあつては、学校、社会教育施設、各選挙管理委員会、都道府県、市町村、県広報、市町村広報、公民館等により啓発すること。

④ 公明選挙運動を行うにあつては、会場のあつせんその他便宜を与へること。

⑤ 新聞、放送、映画、宣伝力等を利用して啓もう旨を図ること。

⑥ 県内各所に公明選挙の標語入り標、ポスターを掲げること。

⑦ その他公明選挙運動上必要と思はれること。

⑧ 公民館が社会教育の拠地から政治的立会演説会を、または政党的合同政演説会を開催することは、上述の制限をうけないが、この場合にあつても開催にあたつて上述の趣旨に即応するよう配慮することが望ましく、なお選挙運動期間外におけるものについては、選挙のための事前運動にならないうよう十分考慮を要すること。

⑨ 公民館が社会教育の拠地から公明選挙運動に協力し、またはその運動の一部を実施する場合には、選挙法の一部を改正する法律(昭

和四九、八、法律二〇七

定に留意を要すること。②公民館が住民の政治的教養の向上を目的として、社会教育の見地からする場合においても、公職の候補者の合同演説会を開催することは、公職選挙法(以下「法」ともいふ)第一六四条の第三項および第二項の規定により、衆議院議員、参議院(地方選出)議員、都道府県知事および都道府県の教育委員会の委員の選挙の場合を除いてはさしつかえない。

しかしながらその開催にあつては、期日および手続ならびに会場の秩序保持等について、一般の公職立会演説会の場合の規定(法一五五条から一五九条まで)の趣旨に即応するよう措置し、かつ当該市町村の選挙管理委員会にあらかじめ連絡協議し、慎重に行う配慮が必要であること。

二、公民館職員と、公務員の立候補制限について

公立公民館職員のうち、在職中公職の候補者となること出来る者は法第八九条第一項第二号および第三号の規定により、次の各号の一に該当するものであること。

①守衛、給仕、小使等で法施行令(以下「令」といふ)第九〇条第二項の規定に該当する者

②公民館選挙審議会委員の職に在る者、その他令第九〇条第三項第一号の規定に該当する者

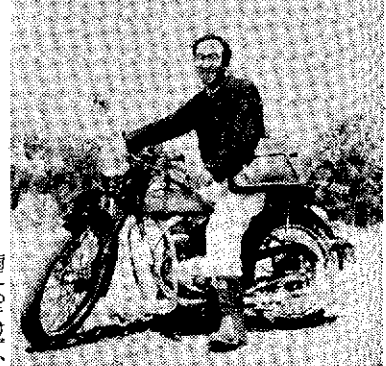
③専門調査員、審査員等の名称を有する職に在る者、および統計調査員その他令第九〇条第三項第二号の規定に該当する者

④前号に該当する者以外の嘱託員

なお、上記④の嘱託員とは、公民館長、副館長、分館長、主事等の事務を嘱託または委嘱された者をいふ、いつれも任命命令の面において嘱託または委嘱となつていふことを要するものであること。

三、公民館の施設使用の個人演説会について

従来このことについては、法第一六一条第一項第三号の規定によることとなつてきたが、先般の公職選挙法の一部を改正する法律(昭



写真は、公民館の石川機動部長。既に昨春から撮影していたのだが、ようやく手に入つたのがこの写真である。

オートバイ

公民館主事

世は原子力時代に入り、その活用が研究されている。ヨチヨチあるきの公民館とはいふ、いづれもノウ長である。



メモ用紙

オートバイの公民館主事が、生れおられない。或る町の地教委の事務局長へ自動車による行つて見た。ガランとしたお粗末な部屋を衝立で仕切つて形だけの教育用の机と、それに相対してボツンとおかれた公民館主事の机を占めた感ぜつた。町の小学校の校長室へ行つて見た。そこでも一昨年、村である。強いといふは、累の教の分館や地区青年学級を廻るの首長に匹敵する機であり、部屋にデスクではその数が千から、何れしまし、主事が何かないかと思ふ。出て来たのはがはじり、と考ふ。この現状ではないが、この難関を切りぬけたが、これぞか。形のことばかりに感服した教員が新にオートバイを購へ、その活動にスピードを加えたものである。現象だろ。

号)により、同項第一号が改正され、学校のほか公民館が加えられた。従つて公私立を問わず公民館の施設を使用する個人演説会は今後大に行われることとなるが、当該演説会の開催については開催の手續、開催のための設備、および使用料等について多くの法令の規定が定められており、特に下記の事項に留意する必要があること

①開催の申出は、候補者から市町村の選挙管理委員会に対して行われ、選挙管理委員会から当該公民館に施設の使用を要する旨を当該公民館にあつては当該公民館設置する市町村の教育委員会、私立公民館にあつては当該公民館を施設する法人に通知される。管理者はこれを使用することができないかどうかを決定し、直ちにその旨を選挙管理委員会および候補者に通知しなければならない。この点普通の施設使用の手續と異なるものであること(法第一二三条第一、二条から第一一八条まで)

なお、管理者が上記の決定をするにあつては、令一七条第二項の規定の趣旨に準じてあらかじめ館長の意見をきくこと。

②管理者は、個人演説会開催のために必要な設備(だん房の設備を除く)をしなければならないが、その設備の程度その他の施設(設備を含む)の使用に関する定めを市町村の選挙管理委員会との交渉を経て設け、あらかじめこれを公表しなければならないこと。(法第一二二条第二項)

めこれを公表しなければならないこと。(法第一二二条第二項)

令第一九条

個人演説会開催のための公民館の施設(設備を含む)の使用については、候補者一人について同一施設(設備を含む)ごとに一回を限り、無料とされている(法第一九条)。その他の場、治の刷新の目的を達成するため速

事前運動の絶滅を期す

三党共同声明

内閣でも鳩山内閣が成立した際、選挙の実施に関する申合せを行い、政府も早期解散を断行して、国民の信任を得ようとしたのである。

来るべき総選挙を公明に実施し、政治の刷新の目的を達成するため速

公明選挙に関する

政府声明

(昭和二十九年十二月十七日閣議決定)

来るべき衆議院議員総選挙及び地方選挙は、自派選挙法のもとに行われる選挙であつて、その有する意義はまことに重大であり、國民の意思を表明した公明な選挙でなければならぬ。即ち衆議院においては選挙閉じに関する決議がなされたが、政府はこれに強く反して、選挙管理委員会、報道機関及び民間諸団体等と相携へて、選挙の公正な実施を期すこととし、いわゆる事前運動については、これを防止するための指導もつとめ、選挙の公正さとともに明白な事象については関係機関においても厳正公平な取崩を期するものとする。

合において徴収すべき費用の額に次の対策を講ずること。

一、各派は次の申合せを行うこと

二、尚、右の申合せについては、関係各種団体にも同調を求めるとともに、國民に告知徹底を図り、その協力を得ること。

中公明選挙を徹底するため所謂事前運動の絶滅を期すること。これが

2、街頭演説会は行わぬこと、改正選挙法の趣旨に基き連呼は行わぬこと。

3、国会報告を他他に類する文書の頒布は禁止すること。

4、各種会合に於いては茶菓子以外は用いないこと。

5、公明選挙の主旨徹底については、民間団体等にも協力を求めること(例公明選挙連帯会)

二、公明選挙運動を強力に展開するために政府は所要経費を支出すること。

三、公明選挙実施に関する政府のスタブは集衆告知の目的を以て態度を宣明すること。

次の事は正しい選挙と思いません

県公明選挙のパンフレット

県公明選挙推進協議会では、公明選挙の実現の一途として次の様なパンフレットを印刷し、その主旨の徹底をはかっています。

一、任期があつたのに衆議院が解散され、何故選挙をやらなければならないのでしょうか。

二、ほんとうに政治家が悪かつたと思つていて、国民に謝罪し、今後こそ正選挙をやるといっています。

圖書室

西洋に溺れぬ必々とした魂を呼掛けは多くの読者の心をつかき流してける様な気がする文章も流れている。野上氏の平和に対する考案がある。野上氏の理想を追及してやめ、しかも問題の及ぶ必す政治に結びつくことを読者を「自然に」からしめ思ふさせる、政治への心構えも、単に婦人としての立場からのもみ論で片づける、爽やかなユーモアを賣つて厭々とした感嘆を呼び起すものがある。

◆エウイレスト

野上弥生著 和光社刊
野上氏の政治への関心は決して低くないが、政治を理解する力は極めて薄弱といわれる。観念的な理想や理想的意見は時々出ていても、科学的に政治をものにつにメスを入れて鮮しい分析をとらるる者ではない。

◆エウイレスト

野上弥生著 和光社刊
野上氏の政治への関心は決して低くないが、政治を理解する力は極めて薄弱といわれる。観念的な理想や理想的意見は時々出ていても、科学的に政治をものにつにメスを入れて鮮しい分析をとらるる者ではない。

野上弥生著 和光社刊
野上氏の政治への関心は決して低くないが、政治を理解する力は極めて薄弱といわれる。観念的な理想や理想的意見は時々出ていても、科学的に政治をものにつにメスを入れて鮮しい分析をとらるる者ではない。

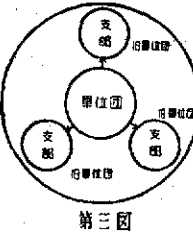
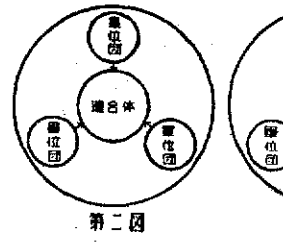
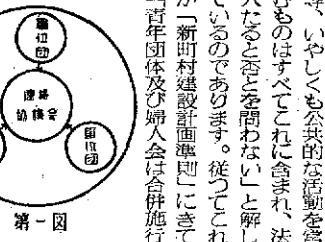
野上弥生著 和光社刊
野上氏の政治への関心は決して低くないが、政治を理解する力は極めて薄弱といわれる。観念的な理想や理想的意見は時々出ていても、科学的に政治をものにつにメスを入れて鮮しい分析をとらるる者ではない。

町村合併と青年団

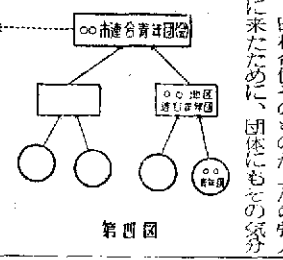
猪股 武雄

昨年来全国的に町村合併が行われ、本年も継続される状況にあります。町村合併が行われる場合、青年団はどのようにしたらよいかという点も熱心に討議されているのであります。去る十一月開催の県青年団指導者講習会にもこの問題がとり上げられ、協議体が連合体か、等で活発な意見が繰り出されました。

この問題を考える場合「町村合併促進法」に溯つてみなければなりません。同法第二十五條「合併関係町村の区域内の公共的団体は、町村合併に際しては合併町村の一体性の速やかな確立に資する為、その統合整備を図る様に努めなければならない」と合併町村の長は、その区域内の公共的団体に對し、町村合併の目的を達成するため必要があると認めるときは、すみやかに統合整備を図るように勧告することができる」とあります。この公共的団体とは「農業協同組合、森林組合、漁業会、林業会、生活協同組合、漁業協同組合、商工会議所等の産業界団体、養老院、青年院、赤十字社、司法保護等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化教育事業団体」とあります。この点が誤りつたえられて、社



合されるというようなことがあるとすれば、その性格から考えようかと思われまふ。新市町村の一体性確立上、青年団の持つべき義務として、新市町村の長が、社会教育団体に対しその統合整備について指揮命令するようなどとはあり得ないことあります。ある市では、教育委員会からの命令でもちろんないが、助言の形で「早く一本になるように」との勧告もあり、急いで統合してみたがその後の運営が旨くゆかないといった悩みも打明けられていました。



が負いかかつて来ているようでありまふ。新しい行政区劃の変更により、青年団としてもその在り方の新しい道を考えねばならない、これは言ひまでもありませんが、この点が誤りつたえられて、社

討議し、急がず自分たちの最もよいと思われる道を考えるべきものと思ひます。その場合の観点として

- 1、青年団の本質が「生産と生活に結びついた日常的な共同学習」の場であるということ
- 2、合併する町村の青年団が、財政的にも役員の数、能力にりも広地域を対象にするわけであるので、組織において、プロリ力にすることが必要かと思われまふ。
- 3、民主化の度あいの少い団体ほど組織拡大の機会にボス入の恐れがあること。

青年団の組織は建設協議会七〇多、連合体三〇多になつておりまふ。このことはやはり一つの方向を示すものと思われまふ。統合のための準備委員会等、充分討議の結果、「二」にまとめるとしても第一段階としては、やはり連絡協議会とし、その後の進展の模様を

本県の場合、隣接町村を合併し、編纂をほじめてから急に企画変更が多いようでありまふが、このやり直したつて決なんです。▲その訳々、トドいですね、ホラもう紙数がつきまふ、あと三行やありまふ、役員が重復して過重になるせんか。ナニ、ううさいナ、もう

特色を崩出し得ない。3、経費負担がいく重にもなる等、運営上の困難が訴えられていようであります。

市連(又は合併した場合の町村連)がいわゆる連絡、協調、情報交換、奉仕等使命とする「連絡協議体」となる場合、これまで財政的にも役員の数、能力にりも広地域を対象にするわけであるので、特に「事務局」を強化することが必要かと思われまふ。

町村合併を機会に、青年団が「公の支配に属しない」社会教育関係団体であり、他の団体に見られない、高く、清らかな使命をもつものであることを強く自覚されまふよう要望いたすものであります(県社会教育課員)

▲新年おめでとようございます。一あ、二月正月で……と早合点してはいけません。▲この開關以来の選利にはいろいろ深い事情がありまふ……いや決してサボつていた訳ではありません。早い話が、



青年団、青少年クラブ活動の指針

★定価二〇〇円
★発行所 長野県農村文化協会
★申込 県社会教育課青少年教育係

青少年クラブ活動の理論と実際

県農業改良課技師 藤井正弘著

公民館図説

監修 文部省 寺中 作雄
編集 文部省 小和田 武紀
社会教育官

本書は公民館運営について必要と願われる内容を全部とりあげてあります。基礎的な問題からさらに直接公民館の運営を担当する館長、主要職員等の日常必要と思われる細かい点まで一々図解をもつて説明し図説としての完備を期しています。

B5版 300頁
図版数 百
定価 1,700円

申込は本会事務局へ